

浜松市中央卸売市場業務条例改正に関する取引参加者からの意見

No.		ご意見
1	卸売業者	<p>【第三者販売の規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷量が多く残品を生じた場合、市場の仲卸業者が買い支えできない。(市場の仲卸業者は、常に、大手量販店の注文販売を主としている。) ・市場以外に高値で売れる場所はない。 <p>【商物一致の規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子取引の時代である。 ・食品の安全は、卸が対応できる。 ・ランニングコストをかけて、鮮度を落とす必要はない。 ・直送は可能だが、市場代金決済機関を利用できない。 <p>【直荷引きの規定は条件付きで必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸が引けない荷もある。 ・仲卸が直荷引きに対する市場使用料の規定があれば現行条例は不要と考える。 ・直荷引きの市場使用料率は、卸と同じでなくてもよいと考える。 <p>【売買取引の方法の別表規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せり売、入札、相対取引の規定だけで、売り方は卸が判断できる。
2	仲卸業者	<p>【第三者販売の規定は必要である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸の直接取引が拡大し、バイイングパワーから卸、仲卸に対して買ったたきによる公正な価格形成ができなくなる。 ・買手が強くなることで、生産者の所得の低下を招く。 <p>【商物一致の規定は必要である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場経由率が減少とはいえ、青果物の市場経由率は約6割。市場で形成された価格が相場として情報配信されれば、大手企業はその情報を基に相場を支配し、第三者販売先となる可能性がある。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場の認定は受けるべきである。 ・市場敷地内の賃貸事業など市場運営のための収益を得ることも考えるべき。 ・せり物品、せり割合物品の規定は必要ない。
3	仲卸業者	<p>【第三者販売の規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争原理は必要である。 ・卸は、もっと集荷力を上げてほしい。 <p>【商物一致の規定は必要ない】</p> <p>【直荷引きの規定は必要ない】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・卸が仲卸の必要とする物品の集荷できない。 ・仲卸は、直荷引きでなく卸が集荷すれば余分な手数料もなく最良である。 【その他】 ・市場が規制なく自由になると物流センター化するなど危惧している。
4	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> 【第三者販売の規定はどちらでもいい】 ・卸と仲卸との買受人のバッティングを懸念。 【商物一致の規定は必要である】 【直荷引きの規定はどちらでもいい】 ・自然災害の多い近年、荷の確保が難しい。市場間転送による仕入れが可能なのは大きい。 ・卸が集荷できなければ買受人に近い仲卸はなんとかするしかない。 【売買取引の方法の別表規定は必要ない】 ・せり人に任せるべき。 【その他】 ・施設使用料を上げて売上高割使用料を廃止すべき。その方が公平である。
5	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> 【第三者販売の規定は必要である】 ・卸、仲卸の役割を明確にすべきである。 ・卸の売買取引が優位となり仲卸の経営が圧迫される。 【商物一致の規定はどちらでもいい】 【直荷引きの規定は必要である】 ・仲卸の直荷引きがエスカレートすると卸の集荷力が減少し、市場全体が衰退する。 【売買取引の方法の別表規定は必要ない】 【その他】 ・中央卸売市場の認定を希望する。信頼度が重要。
6	売買参加者	<ul style="list-style-type: none"> 【第三者販売の規定は必要である】 ・卸の直接販売が横行すると買参の販売価格では、対抗できない。 ・販売価格の公正が保てなくなる。 ・残品だけの対応ならいいが、規定が廃止されれば、市場登録のない第三者に優位な取引となり、買参も不要になってしまう。 【商物一致の規定は必要である】 ・第三者販売との合わせて必要な荷が市場を経由しなくなる。 【直荷引きの規定は必要ない】 ・卸が引受けできない荷も仲卸が引受けしやすいものもあり、買参と

		<p>しては助かる部分もある。</p> <p>【売買取引の方法の別表規定は必要である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せり売が価格形成の基本である。この規定がないと、卸の予約相対が増え、必要な荷が減る。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場の認定は受けるべきである。 ・青果物商業が代金決済機関のリスクを背負いつている。卸、開設者が運営に介入していただきたい。 ・農協も販売先へ直接販売取引を始めたため、市場に来る荷物が減少するのではないかと危惧している。 ・買参承認制は今後も継続してほしい。誰でも入れるのでは、無法地帯となり買参は消えていく。
7	売 買 参 加 者	<p>【第三者販売の規定は必要である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲卸、卸の販売先の取り合いが現状である。 <p>【商物一致の規定は必要である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品価値はせり人が現物確認（目利き）、価格形成の義務がある。 ・現物確認なしで食の安全を考えることができるのか。 ・直送が主流となる懸念がある。 ・せり場に出るものは、相対後の残品ではないか。 <p>【直荷引きの規定はどちらでもいい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲卸、買参のニーズに応えられない卸ならば、直荷引きするしかない。 ・卸だけでは、必要とする荷が揃わない現状もある。 ・線引きは、卸、仲卸の業界で決めるべきである。 ・卸売業者の資質を問われているではないか。 <p>【売買取引の方法の別表規定は必要ない】</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場の認定は必要である。集荷力に影響が出る。
8	卸売業者	<p>【第三者販売の規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入荷量が著しく多く残品のケースがある。 ・買参人と量販店の購入量では、量販店が多くを占め、本部納品の多い量販店は、不足分を現地市場で補う状況である。こうした取引にも対抗できる。 <p>【商物一致の規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設区域外からの流入は、現状少なくない。自由競争である。

		<ul style="list-style-type: none"> ・消費エリアは、全国あるいは輸出など考える必要がある。 ・量販店の発注は、前日と当日では誤差が大きい。物流センターでの変動対応は難しいが、市場なら対応できる。卸、仲卸との連携により需要対応が可能である。 ・卸売の実績は、商社同様に本社位置と考える。 【直荷引きの規定は条件付きで必要ない】 ・直荷引きは禁止ではなく、取引実績に対する市場使用料の納付により市場運営費の確保に繋がる。 【売買取引の方法の別表規定は必要ない】 ・せり人が物品の最良の販売方法に努力しているため、その判断はせり人に任せるべきである。 【その他】 ・自社買受の規定は必要ない。 ・受託契約約款の規定は、卸と出荷者との契約内容であるから、卸会社として規定するものであり、条例規定は必要ない。
9	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> 【直荷引きの規定は必要である】 ・販売先のスーパーが地産地消コーナーを設ける量販店が増えており、こうした特定地域の少量の物品の出荷は、卸の集荷では応えられない。直荷引きが必要となるケースもある。しかし、手数料もかかるため、こうした状況にも卸も応えて欲しい。
10	卸売業者	<ul style="list-style-type: none"> 【第三者販売の規定は必要ない】 【商物一致の規定は必要ない】 ・市場法の改正は、流通改革であり、荷主から買受人への直送は当然の流れと感じる。 【直荷引きの規定は必要である】 【その他】 ・卸売の相手方としての買受けの禁止規定は、撤廃すべきである。自社買受できればせり売りが不調な場合でも適正な価格を保持できる。 ・受託契約約款の規定は必要ない。
11	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> 【商物一致の規定はどちらでもいい】 ・クレーム処理は、卸によってうまく処理できている。 ・仲卸の役目でもある目利き機能は重要だが製品、冷凍、塩干品などは、直送の方がいいと考える。 【直荷引きの規定はどちらでもいい】 ・漁獲量が減っているため、卸の集荷だけでは、買受先にニーズに応えられないため、直引きを自由にする必要はある。

		<p>【売買取引の方法の別表規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せり人の裁量に任せるべきではないか。 ・地場物のせり売は必要だが、大衆物や太物は需要が多く、販売先のトラック便は午前5時発のため、せり人の判断で取引していくことは必要と考える。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場の認定は必要である。
12	売買参加者	<p>【第三者販売の規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸は、集荷をしっかりと履行してくれればいい。
13	買出人	<p>【第三者販売の規定は必要ない】</p> <p>【売買取引の方法の別表規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せり時間を待っているのは、店出しの商品配置に間に合わない。消費者ニーズに応えるために、物品の販売方法は、卸や仲卸に任せて欲しい。地場物の新鮮食材を求める消費者が家が多いから。
14	出荷者	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷物品のクレーム対応は、卸売業者に出荷することでスムーズである。この体制を維持いただきたい。 ・現状通りの出荷を引受けてくれればいい。 ・せり売、相對売りなどの売買方法の規定にこだわりはない。出荷物品の受託を引受けて売ってもらい販売代金が回収できれば問題ない。 ・買受代金などの支払いなど今まで通りであればいい。 ・市場取引の継続をお願いする。
15	仲卸業者	<p>【第三者販売の規定は必要ない】</p> <p>【商物一致の規定は必要ない】</p> <p>【直荷引きの規定は必要ない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の発生が多い近年、災害時の物品の確保が難しい。 ・他市場間転送による仕入れを自由にする必要がある。 ・販売店先（大手量販店）あつての仲卸業務。リクエストに応えるために、卸が集荷できなければ何とかするしかない。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場施設使用料を上げて、販売に係る市場使用料は廃止するべきである。その方が公平である。
16	仲卸業者	<p>【第三者販売の規定は必要である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸、仲卸のそれぞれの役目が重要である。 ・分荷は、仲卸の役割である。卸は集荷である。

		<ul style="list-style-type: none"> ・卸は、仲卸に対し、集荷に応じて欲しい。 【商物一致の規定は必要である】 ・仲卸は、現物を見て公正な価格を考えている。現物を見ない取引で販売先に流すことは信頼を欠く。 ・市場外の量販店物流センターへの物品配送は、物品が混雑していて、出荷が遅れるケースが多い。これが、新鮮と言えるのかと感じる。 【直荷引きの規定は必要ない】 【その他】 ・中央卸売市場の看板は大きい。信頼を得られているから中央卸売市場の認定は必要である。 ・運営体系は、公設公営が安定と考える。
17	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> 【第三者販売の規定は必要である】 ・市場は、卸、仲卸の役割を分けて基本的な市場物流の流れに沿うべきである。 ・卸の集荷力をもっと上げて欲しい。仲卸は、販売先の数量を必ず確保しなければならない。足りなければ探して欲しい。 【商物一致の規定は必要である】 ・現状、大手量販店の産直が増えている。 ・販売先からは、販売先の物流センターへの納品を指示されることもある。 【直荷引きの規定は必要ない】 ・卸が荷を調達できない。 ・仲卸は、販売店先のニーズに応えるがために、卸に相談するが、仲卸、売買参加者がその全量を買えばいいがそれもできないのも事実である。 【その他】 ・中央卸売市場の認定は必要である。
18	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> 【第三者販売の規定は必要である】 ・卸の第三者販売で大手量販店へ流れると仲卸のテリトリーが侵害される。卸、仲卸の役割のすみ分けは重要である。 【商物一致の規定は必要である】 【直荷引きの規定は必要ない】 ・卸が引けない物品があれば、仲卸は、販売先のニーズに応えるために、直荷引きするしかない。 ・卸が仲卸の需要に応じてくれるのが重要である。 【その他】

		<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場の認定は受けるべきである。
19	卸売業者	<p>【第三者販売の規定は必要である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の申請、報告を毎日ではなく月単位としてもらいたい。 <p>【商物一致の規定は必要である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品は、せり人が確認することが重要である。 ・消費者に対し安全安心な食料品を提供することが卸の責任と考える。 ・適切な価格形成が重要な責務である。 <p>【直荷引きの規定は必要である】</p> <p>【売買取引の別表規定は、必要である】</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商社、出荷者から加工原料として仕入れる物品の兼業承認制度は今後も維持してもらいたい。市場を経由しないものである。